

一般競争入札参加資格確認申請書類作成要項（事後審査）

「令和4年度及び令和5年度和歌山県立ポンプ場電力調達」

令和4年度及び令和5年度和歌山県立ポンプ場電力調達の「入札参加資格の事後審査による一般競争入札」に参加した者（落札候補者となった者に限る。）は、入札公告、入札説明書及び仕様書の内容について熟知の上、当該一般競争入札についての入札参加資格要件が満たされているか入札の事後に審査を受け、所要の適格認定を得て落札候補者から落札者とならなければならない。

当該入札に参加した者（落札候補者となった者に限る。）は、下記に掲げる事項に留意の上、所要の一般競争入札参加資格確認申請書及びその添付書類（以下「入札参加資格確認申請書類」という。）を作成（調製）し、所定の期限までに、県土整備部河川・下水道局河川課へ提出しなければならない。

記

1 入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間

* 提出する入札参加資格確認申請書類については、持参若しくは郵送し、及びその提出書類について説明することが必要であることに留意すること。

特に郵送等の場合は担当者名及び連絡先を明確にすること。

（1）受付場所

和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3132

ファクシミリ番号 073-433-2147

（2）受付期間

令和4年4月26日（火）の入札の日以後、原則として、落札候補者となった日の翌日から起算して2日（県の休日を除く。）以内の午前9時00分から午後5時00分までに提出すること。

2 入札参加資格確認申請書類の様式、種類、提出部数等

（1）入札参加資格確認申請書類は、次に掲げるものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（事後審査用）

単体の場合は様式3-1、コンソーシアムの場合は様式3-2を提出とする。

コンソーシアムにあつては、その代表者が申請し、併せてコンソーシアム構成員表（様式4）を提出すること。

イ 物品調達競争入札参加資格審査結果通知書の写し

コンソーシアムにあつては、各構成員の当該通知書の写し及びコンソーシアムの構成について構成員全員が締結した協定書の写し。

ウ 入札書に記載される入札金額に対応した内訳書（計算書）

エ 小売電気事業者を証する書面の写し

コンソーシアムの構成員の中で、電気事業法（昭和39年法律第170号。）第2条の2の規定による登録を行った小売電気事業者（以下「小売電気事業者」という。）の登録をした者は全て書面の写しを提出すること。

オ （様式1）和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書

小売電気事業者は、報告書に算出根拠となる資料、並びに必要に応じて認証書の写し、取組が分かる書類等を添付してください。なお、この書面の様式は自由ですが、規格はA4判とします。

（2）入札参加資格確認申請書類の提出部数は、正本1部とする。

3 入札参加資格確認申請書類の作成（調製）における留意事項

(1) 全般事項

ア 申請書類に虚偽の記載等をした場合は、当該申請を無効とし、資格確認を取り消すことがある。

イ 申請書の記入等に当たっては、次のことに注意するものとする。

(ア) 申請書の記入等に当たり使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とし、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によること。

(イ) 数字は、すべて算用数字とすること。

(ウ) 申請書の記入等には、黒（青）の万年筆又はボールペンを使用し、楷書で鮮明に記入すること。また、ゴム印、ワープロ等を使用した作成も可とすること。

(エ) 字句等を訂正する場合は、二本線で抹消し、その上段に訂正後の字句等を記入すること。

ウ 提出に際して、必要となる添付書類等のうち一つでも不足があれば受付できないので、十分確認の上、提出するものとする。

再提出は、受付期間内に、迅速に行うものとする。

エ 受付期間後の申請書類の差し替え及び再提出は認めない。

オ 申請書類の作成及び申請（提出を含む。）に関する費用は、申請者（落札候補者）の負担とする。

カ 申請書類は、返却しない。

4 審査結果の通知

申請者（落札候補者）には、「一般競争入札参加資格要件適格認定通知書」又は「一般競争入札参加資格要件不適格認定通知書」により通知するものとする。

なお、「一般競争入札参加資格要件適格認定通知書」は、その後の契約において必要となるので、申請者（落札候補者から落札者となった者）において大切に保管するものとする。

5 不適格認定の理由の説明

(1) 「一般競争入札参加資格要件不適格認定通知書」により必要な入札参加資格の要件が欠けると認められた者は、その通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面（ファクシミリを除く。）により、その不適格認定の理由について説明を求めることができる。

ア 書面の提出場所

1の(1)に同じ

イ 書面の提出方法

持参又は書留郵便により提出すること。

(2) (1)に対する回答は、説明を求めた者に対し、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面で行うものとする。

6 申請書類等についての質問の受付

この要項、一般入札参加資格確認申請書類等についての質問は、仕様書及び入札説明書についての質問として、入札公告本文の4(3)により行うものとする。